社協あいかわ

お知らせ版 No.107

令和2年 5月15日

お申し込み・お問い合わせは愛川町社会福祉協議会
☎046-285-2111
内線3791～4　FAX 046-286-5424

発行／社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会　〒243-0301 愛川町角田257番地の1 愛川町福祉センター内　ホームページアドレス／http://www.shakyo-aikawa-kanagawa.jp

職員募集

愛川町社会福祉協議会専任職員（正職員）を募集しています

正職員（保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員）を募集します。
受験案内と申込用紙などは本協議会窓口で配布しています。受験資格等、詳しくは本協議会までお問い合わせください。本協議会ホームページでもご覧いただけます。

受験受付期間　令和2年5月1日㈮～採用者が内定するまで
※㈯・㈰・祝日を除く

試　験　等　個別面接試験等
（申し込みのあった方から順番に期日を指定します）

自治会に加入しましょう

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆様へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

神奈川県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施します。特例貸付の具体的な内容のお問い合わせや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

■休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

対象者　新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額　学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内

■失業された方向け（総合支援資金）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者　新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付上限　（2人以上）月20万円以内
（単　　身）月15万円以内

貸付期間　原則3月以内

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

お問合せ　町社協☎046-285-2111（内線3793・3794）

令和2年度　事業計画

住民総参加によるふれあいのまちづくり

―つどい・学び・支えあう―

今年度、重点的に取り組む事業

●各種計画の推進
「第3次地域福祉活動計画」及び「ふれあいのまちづくり推進プラン（第5次社協発展計画）」の推進と次期計画策定に向け、住民参加の手法により改定作業に取り組みます。

●ボランティア活動の推進
地域福祉の原動力となる担い手を広げていくため、ボランティア活動や福祉教育の推進に努めます。
・災害ボランティアコーディネーター養成講座
・福祉教育サポーター養成講座
・ボランティアのつどい・ボランティア相談会　など

●権利擁護事業の推進・機能強化
日常生活自立支援事業、法人後見事業の取り組みを通じ、町民が地域で安心して生活が送れるよう権利擁護の推進に努めます。
・日常生活自立支援事業、法人後見事業の支援に対する助言、相談への対応など、権利擁護推進事業の法律業務を行う弁護士を配置
・成年後見制度の利用促進や市民後見人等の啓発を進めるため「成年後見制度、法人後見支援事業研修会」を開催

●住民主体の支えあい活動の充実
会員同士のたすけあいにより、高齢者や障がい者等ができる限り地域で安心して自立した生活が送れるよう支援します。
・あいかわ福祉サービス協会の運営
・住民参加型送迎サービス「愛川お助け便」の運行

●社協組織の基盤強化
社会福祉協議会活動への理解と協力を求め、自治会との連携や会員加入の推進を図ります。

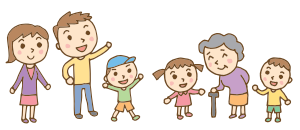

令和2年度　法人全体　予算規模

［収入］（単位 千円）

勘定科目	当初予算額 予算額	構成比(%)
会費収入	4,688	1.8
寄附金収入	2,720	1.1
経常経費補助金収入	49,243	19.1
受託金収入	43,814	17.0
貸付事業収入	490	0.2
事業収入	11,177	4.3
介護保険事業収入	11,103	4.3
就労支援事業収入	5,328	2.1
障害福祉サービス等事業収入	33,742	13.1
受取利息配当金収入	26	0.0
その他の収入	3,125	1.2
基金積立資産取崩収入	17,226	6.7
積立資産取崩収入	8,388	3.3
事業区分間繰入金収入	2,369	0.9
拠点区分間繰入金収入	13,724	5.3
サービス区分間繰入金収入	18,479	7.2
その他の活動による収入	7,900	3.1
前期末支払資金残高	24,083	9.3
合　計	257,625	100.0

［支出］（単位 千円）

勘定科目	当初予算額 予算額	構成比(%)
人件費支出	139,045	54.0
事業費支出	27,249	10.6
事務費支出	8,203	3.2
就労支援事業支出	4,696	1.8
収益事業支出	3,960	1.5
貸付事業支出	1,391	0.5
共同募金配分金事業費	3,380	1.3
助成金支出	3,243	1.3
負担金支出	1,365	0.5
固定資産取得支出	7,708	3.0
基金積立資産支出	2,611	1.0
積立資産支出	1,668	0.7
事業区分間繰入金支出	2,369	0.9
拠点区分間繰入金支出	13,724	5.3
サービス区分間繰入金支出	18,479	7.2
その他の活動による支出	4,447	1.7
予備費支出	14,087	5.5
合　計	257,625	100.0

ご利用ください 重度心身障害者等移送サービス事業

町社協では、公共交通機関を利用することが困難で、車いすやストレッチャーでなければ移動が困難な障がい者や高齢者を対象に、病院の通院等の外出を支援する移送サービスを実施しています。

【利用できる方】
町内在住で次のいずれかに該当し車椅子（またはストレッチャー）による移動が必要な方。
❶ 身体障害者手帳の交付を受けている方
❷ 介護保険の認定を受けている方（要支援または要介護）
❸ 精神障がい、知的障がい等の障がいにより単独での移動が困難な方

【利用料金】
❶ 基本料金 初乗り2キロまで300円、以後1キロごとに50円加算
❷ その他、待機料金、迎車料金等が掛かる場合があります
❸ 利用登録年会費1000円

※利用には事前登録が必要です。詳しい内容についてはお気軽に問い合わせください。

住民相互の支えあい「あいかわ福祉サービス協会」

あいかわ福祉サービス協会とは?

あいかわ福祉サービス協会は、会員方式による低額有料のホームヘルプ（家事援助・介助）サービスを中心に実施します。このサービスは、地域に住む会員同志のたすけあいにより高齢者や心身障がいの人たちに生活・自立への援助を行い、本人やその家族が地域で安心して暮らせるように支援します。

■利用会員　町内にお住まいの高齢、心身障がい、傷病ならびに母子及び父子家庭等で家事援助・介助が必要な方。

■協力会員　町内にお住まいの20歳以上の健康な方で、熱意をもってこのサービスを提供できる方。（ホームヘルパー有資格者、介護職員初任者研修修了者）

■会　　費　年額1000円

■定期訪問サービス　コーディネーター（専門の相談員）が自宅等を定期的に訪問し、日常生活上の相談・助言、他の機関や制度・施設等の紹介を行います。

■個別サービス　協力会員が自宅等を訪問し、家事援助・介助サービスを行います。

【利用料金】　平日　午前9時～午後5時　1時間700円
土日祝祭日及び時間外　1時間850円

利用会員・協力会員に登録を希望する方は、あいかわ福祉サービス協会　電話046-285-2111へご連絡を!!

掲示板

配食協力員を募集しています!

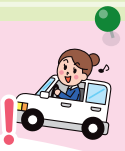

町社協では、一人暮らし高齢者で、自分で食事の支度をすることが困難な方を対象に、健康保持や安否確認を図ることを目的に、「ひとり暮らし高齢者等給食サービス」を実施しています。この給食サービスの食事を配達していただく、ボランティアの『配食協力員』を募集します。

活動日　㈪・㈬・㈮（祝日の場合は変更あり）
活動時間　午後3時50分から5時頃まで
募集条件　お車の運転が可能な方（半原方面）
活動内容　高齢者のお宅へお弁当を届けていただきます。

※配達する際は、協力いただく方のお車を使用していただきますので、少額の謝礼及び交通費をお支払いいたします。

ボランティア活動保険に入りましょう

ボランティア活動中は、安全に最善をつくすのはもちろんですが、不慮の事故が起きたときのことを考えて、ボランティア保険に加入されると安心です。町社協では、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険の申し込みを受付けています。

◆加入できる方・団体
町社協に登録するボランティア、ボランティアグループ

◆保険の対象となる活動
日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次のいずれかに該当する活動
・グループ会則に則り、企画・立案された活動（町社協の登録が必要です）
・町社協に届け出た活動　・町社協に委嘱された活動

※保険の対象とならない場合もありますので、詳細は町社協までお問い合わせください。

◆補償期間
毎年4月1日～翌月3月31日
（中途加入の場合は、申し込みの翌日から有効）
※平成31年度（令和元年度）途中に加入した方も、4月1日以降の活動を行う際は再度加入が必要となります。

◆年間保険料（1名あたり）
天災タイプは、天災（地震、噴火、津波）に起因する被保険者自身のケガが保証されます。
基本タイプ 350円／天災タイプ 500円

先の見えない自粛生活 元気・健康でいるために

緊急事態宣言による外出自粛生活が長く続いています。感染拡大を防ぐことは大切ですが、外出等を控えすぎて「生活不活発」になることで健康への影響が危惧されます。健康のために、元気に過ごすポイントをご紹介します。

自宅でも出来るちょっとした運動で体を守ろう!
・座っている時間を減らしましょう!　・筋肉を維持しましょう!
・日の当たるところで散歩くらいの運動を心掛けましょう

家族や友人との支え合いが大切です!
・外出しにくい状況こそ、家族や友人が互いに支え合い、意識して交流しましょう。
・買い物や生活の支援など、困った時の助け合いを

しっかり食べて栄養をつけ、バランスの良い食事を!
・こんな時こそ、しっかりバランス良く食べましょう!

栄養と睡眠をしっかりとりましょう!
・3食バランスよく摂取し、十分な睡眠で規則正しい生活習慣を